

平成二十四年第四回六戸町議会議事録（第二号）

開 会 平成二十四年九月七日 午前十時

出席議員（十二名）

一 番	杉 山 茂 夫	二 番	附 田 輝 雄
三 番	久 田 伸 一	四 番	高 坂 茂
五 番	下 田 敏 美	六 番	川 村 重 光
七 番	河 野 敏 豊	八 番	円 子 德 通
九 番	母 良 田 盛 昭	十 番	山 本 繁 実
十 番	金 崎 盛 三	十 二 番	苦 米 地 繁 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 豊	副 町 長	保 土 澤 正 教
総務課長	坂 本 定 美	企画財政課長	保 土 沢 博 昭
税務課長	棟 方 晃 祥	産業課長	松 村 茂
町民福祉課長	保 土 沢 定 一	建設水道課長	下 田 正 幸
病院事務長	田 中 茂 樹	会計管理者	山 本 晃 広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

教育委員会 委員長	長根富栄	教育長	櫻田泰弘
教育課長	川村政則	農業委員会 会長	金淵盛一
農業委員会 事務局長	松村茂	選挙管理 委員会委員長	高橋司
選挙管理 委員会 事務局長	坂本定美	代表監査委員	米内山功
事務局長	田中義喜		
事務局長	田中義喜	事務局次長	畠山正子
主査	吉田田聖		

議事日程

日程第一	諸報告
日程第二	決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
日程第三	報告第十二号 平成二十三年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について
日程第四	報告第十三号 専決処分の報告について
日程第五	報告第十四号 専決処分の報告について

日程 第六	報告第 十五号	平成二十三年度六戸町健全化判断比率の報告について
日程 第七	報告第 十六号	平成二十三年度六戸町資金不足比率の報告について
日程 第八	議案第三十六号	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程 第九	議案第三十七号	定住自立圏形成協定の締結について
日程 第十	議案第三十八号	六戸町手数料条例の一部を改正する条例案
日程 第十一	議案第三十九号	平成二十四年度六戸町一般会計補正予算(第二号)
日程 第十二	議案第 四十号	平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)
日程 第十三	議案第四十一号	平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第一号)
日程 第十四	議案第四十二号	平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第一号)
日程 第十五	議案第四十三号	平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)
日程 第十六	議案第四十四号	平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)
日程 第十七	議案第四十五号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

一番 杉山茂夫 二番 附田輝雄

公 議 の 経 過

議 長（苦米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はありません。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前十時三分）

議 長（苦米地繁雄君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第一 諸報告を行います。

地方自治法第二百一十一条の規定により出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第二 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました平成二十三年度決算関係認定第一号から第八号までの八件について、審査を終了した旨の報告がありましたので、ここで、決算特別委員会委員長の報告を求めます。
委員長。

決算特別委員会委員長（円子徳通君）

決算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において、決算特別委員会に付託されました平成二十三年度決算関係の認定第一号 平成二十三年
度六戸町一般会計決算認定について、認定第二号 平成二十三年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定につ
いて、認定第三号 平成二十三年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定について、認定第四号 平成二
十三年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第五号 平成二十三年度六戸町農業集落排水事業特別
会計決算認定について、認定第六号 平成二十三年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第七号
平成二十三年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第八号 平成二十三年度六戸町霊園事業特
別会計決算認定についてを、去る九月五日、六日の二日間、決算特別委員会を開催し、審査いたしました。
その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。
以上、簡単であります。決算特別委員会委員長の報告といたします。

議

長（苦米地繁雄君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、決算関係、認定第一号から認定第八号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第一号 平成二十三年六戸町一般会計決算認定について、認定第二号 平成二十三年六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定について、認定第四号 平成二十三年六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第五号 平成二十三年六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第六号 平成二十三年六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第七号 平成二十三年六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第八号 平成二十三年六戸町霊園事業特別会計決算認定については、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第三 報告第十二号 平成二十三年青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (保土沢博昭君)

報告第十二号 平成二十三年青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてご説明申し上げます。

本報告は、新産事業団理事会定例会において承認されました平成二十三年度決算報告を、地方自治法の一部を改正する法律附則第三条の規定により、別冊のとおり決算附属書類及び監事の意見書を付して議会に報告するものであります。

別冊の青森県新産事業都市建設事業団関係の資料によりご説明申し上げます。

まず最初に、特定事業からご説明を申し上げます。右下のほうにナンバーが打っておりますが、別冊のナンバー二の特定事業決算附属書類、この一ページをごらんいただきたいと思っております。

一、事業の実施状況のうち、当町にかかわる(一)金矢工業用地造成事業の平成二十三年度で実施した概要でございますが、用地処分はなし、貸し付けは、株式会社親和ほか一件となっております。この結果、事業収入二百四十三万七千四百四円に対して事業費用三十九万九千七百八円でありましたので、当年度といたしましては二百十二万七千六百九十六円の純利益が生じております。

次に、ナンバー五、特定事業以外の事業の決算附属書類の一ページをごらんいただきたいと思っております。

中段のところ、十一行目になりますが、歳入歳出差し引き残額一千六百九十三万八百四十四円を、また、二の一般事業会計では、下段に記載のとおり三万六千三百九十六円を、それぞれ全額翌年度へ繰り越しするものであります。

以上で、報告第十二号の説明といたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第十二号 平成二十三年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを終わります。

次に、日程第四 報告第十三号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

報告第十三号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成二十四年一月二十七日、六戸町小松ヶ丘四丁目七十七番地七百二十付近の町道小松ヶ丘十四号線において、町民バスが相手貨物自動車と衝突したことにより生じた事故で、この示談が成立し、平成二十四年六月十八日に損害賠償の額百五十六万七千五百九十二円を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国自治協会自動車損害共済金により支払われております。以上で、報告第十三号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けません。

十番、山本君。

十 番（山本 実君）

この専決処分についてお尋ねをいたします。

この損害賠償額が百五十万円を超える事故ということで、まあ少し金額が大きくなりますけれども、この事故の発生状況を、もう少し詳しくお知らせしていただきたいと思えます。

まあ、一月二十七日ということでございますので、まだ雪のある、そういう時期なのかなと、それから、この町民バスが貨物自動車というふうなことでございますけれども、この過失割合は例えば一〇〇ゼロなのか、その過失割合はどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

事故の状況でございますが、町民バスがですね、小松ヶ丘三丁目内を走行中でございます、みちのくコココーラボトリングの会社がある場所の十字路でございます。十字路交差点に徐行しながら進入したところで、左手側より直進してきた相手車両と出会い頭に衝突いたしました。乗客が七人いましたが、その四人がけがをされたというような状況でございます。どちらも道は町道でございます、幅員六メートルという十字路の出会い頭の衝突ということでございます。過失割合でございますが、これは双方とも五〇、五〇の過失割合ということでございます。以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

十番。

十 番（山本 実君）

過失割合が五十対五十ということ、この十字路につきましても、見通しが悪い場所という十字路でしようか。また、今後この十字路について、事故の発生する可能性があるのか、あるとすれば当然改善しなければならぬわけでありませうけれども、その辺のところどのように考えていらっしゃるか。それから、けがをした方がいらっしゃるということですね、七名のけがが発生しているというようなことで、その方々については示談が成立してあると思えますけれども、後遺症等の心配等がないものかお尋ねしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

交差点の状況等、最初に交差点の見通しということですが、道路状況の見通しは、まあ悪くないというような、事故報告によれば普通というか特段問題がないというような報告を受けております。次に、けがをされた、人身事故でございますが、もう示談も既に済んでおりました、後遺症等の問題も特段ないというように報告を受けております。

議 長（苦米地繁雄君）

十番、山本君。

十 番（山本 実君）

大変よくわかりました。

まず、町道のみならず、この見通しが悪い箇所、こうして見ますと結構あるようであります。これ建設課の担当

になるのかわかりませんが、パトロールの強化をしていただいて、そういうようなところを改善するように改めてお願いを申し上げたいというふうに思います。

話はちよつとそれるんですが、けさほど、まあ道路の問題で、そういうふうな場所がございました。即、建設課のほうに朝のうちに電話しましたら、木の伐採だったんですけれども、即対応していただいたわけでありまして。そういうふうにして、事故が発生する前に、この道路については極力パトロールを強化して、安全に道路が利用できるような状況をつくっていただきたい、改めてお願い申し上げます。

議

長（苦米地繁雄君）

答弁要りませんね。

七番、河野君。

七

番（河野 豊君）

私のほうからは、まあ事故が起きたことは、これ、もう起きてしまったからしようがないと思うんですけど、いわゆる事故が起きてしまったからしようがないじゃなくて、そこで、何ていうんですか、終わりではないと思うんですね。そこから、その原因というんですか、なぜこういう、じゃ、事故は起きたんだと、今後の対策についてはどういふふうな対策を講じるようにしたのかということ、まず、町長からでもいいんですけど、ちよつと答弁を願いたいと思います。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

町

長（吉田 豊君）

私が報告受けましたときには、先ほど課長から答弁がありましたように、通常の見通しのきく場所でございます。それで、たしかあのときは積雪がかなりあったときでございまして、通常の間境と違う状況にあった。それで、過失割合は五〇、五〇という話でございますが、通常、バス路線的な意味合いの中にあつては、普通であれば、状況で走っている状況、しかし、何か相手方は、あそこを走るの、何か来て初めてみたいな方だったようでございます。まあ、そのようなたしか報告を受けました。それで、その一時停止等、いろいろ交差点いっぱいありますので、雪がかなり両側にも積もっていた状況でして、一時停止等確認という部分に、双方どちらなのか正確にはわかりませんが、確認が若干十分ではなかったのではないのかなというふうに思っています。ですから、通常以上にある時は雪ありました。それにしてみても、ご質問のとおり注意しなきゃいけないんですけれども、同じような箇所が、小松ヶ丘ばかりじゃなくて、各交差点には危険が存在していたような状況の間境下であつたというふうにとらえております。

まあ、このようなことがありましたので、今後におきましては、そういう積雪等の、通常と違う状況にあつた場合、より注意を促すこととあわせて、その確認という部分、パトロール等におけるものを徹底してまいりたいというふうに思っております。

議

長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七

番（河野 豊君）

六戸町役場も、マイクロバスだとかいろいろ所有していますから、当然、安全運転管理者というのがいるかと思えます。それで、何を私言いたいかというと、まあ、議会でもたまたまやっぱりバスとか乗ったりして青森とかに行ったりする場合がありますけども、前にも一回申し述べたことがあるんですけども、一たん停止について非常に緩慢だと思います。きちんとしていない。それで、そういう指導をしているのかしていないのか。私たちも

事業所を営んでいますから、まあ、この辺についてはかなり徹底して、口酸っぱく言っています。それで、やっぱり公用車という筋合いからいいますと、一般の、何と申しますか、町民を乗せて走るといふ割合というのが非常に高いと思うんです。だから、個人で運転する以上に、相気を配って運転をしてもらわないと、まあこのくらいの事故で終わったから逆に言うといいようなもので、これは大きい事故につながりますと、やっぱりそれ相当の負担も強いられますし、厳しい処分も当然されると思うんです。まあそういうことで、本来で言えば、公用車というのは一たん停止はもちろんのことなんですけれども、一たん停止するに当たっても、やっぱり指差し確認だとか声出し確認だとか、最低限、公としてやらなければいけないことであるんですね。あると思います。それで、それを安全運転管理者の、安全運転管理者は総務課長ですか、はどういうふうな指導をしているのか。そこをちよつともう一回、詳しくご説明願いたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

私のほうからお答え申し上げます。

まず、今回の事故を受けた直後におきまして、町民バスの運行委託業者の方の代表を呼びまして、従来と同様、安全運転には心がけているということは思っておりますけれども、再度、運転する方に、もう一度安全運転を徹底してほしいということを指導いたしました。あわせて職員に対しましても、今回の町民バスの事故を受けて、公用車運転する際には、まあ事故があったからということではございませんけれども、今までも注意していると、今後ますます起こらないような安全運転に心がけてほしいということを指導しております。

議 長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

まあ、事故の後そういう指導をされたということでお聞きしましたけども、私はさっき言ったように、また事故が起きたということではこれは大変なことになりますので、さつきしゃべったようなやり方、そういうことも、まあ今はいろいろ指導の方法もあると思うんですけども、それで運転の仕方もあると思います。だからそういうところを、きちんとやるべきことはやっていかないと、全くの改善にならないと思うんです。安全運転に努めさせますだとか言ったって、じゃ実際、実務でどういうふうにするのって、どういうふうにやるんだということまでやっぱり突き詰めていかないと、ただ安全運転してくださいねと言っただけでは、対策にも何もなっていないし、ただ言っただけで終わりだと思うんですね。そこをきちんと徹底して、これからも安全運転に努めていただくようお願いをいたしましたして、私の質問といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議員ご指摘のことを検討いたしましたして、指導方法等の内容について検討したいと思えます。

議 長（苦米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第十三号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第五 報告第十四号 専決処分の報告についてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

報告第十四号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成二十四年六月九日、六戸町大字犬落瀬字権現沢五十四番地七百付近の権現沢農道において、これは、道路取り付け部分の側溝蓋の盗難により走行車が側溝に落ちて損傷した事故で、この示談が成立し、平成二十四年八月七日に、損害賠償の額三万六千七百五十円を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が総合賠償補償保険により支払われております。
以上で、報告第十四号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第十四号 専決処分^の報告についてを終わります。

日程第六 報告第十五号 平成二十三年^度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

報告第十五号 平成二十三年^度六戸町健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

最初に、一般会計の赤字の程度を示す実質赤字比率でございますが、平成二十三年^度決算におきまして、実質赤字が生じておりません。したがいまして実質赤字比率は該当がございませんで、黒字でございますので、実質赤字比率は五・〇五％となっております。

次に、一般会計と全特別会計を合算して生じた赤字の程度を示す連結実質赤字比率におきまして、実質赤字が生じませんでした。したがいまして実質赤字比率は該当がございませんで、黒字ですので、実質黒字比率が五・七五％となっております。

また、一般会計で負担する全会計の一年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は一五・七％、前年度数値より〇・三ポイント改善されました。

それから、一般会計等が将来負担する全会計のすべての負担額の合算額の割合を示す将来負担比率は六六・〇％で、前年度数値より一五・五ポイント改善されました。いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。
以上で、報告第十五号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
以上で、報告第十五号 平成二十三年六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。
日程第七 報告第十六号 平成二十三年六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
企画財政課長説明。

企画財政課長（保土沢博昭君）

報告第十六号 平成二十三年六戸町資金不足比率の報告についてご説明いたします。
これは企業会計ごとの事業規模に対する実質赤字の割合を示すものでございます。国民健康保険病院事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の該当各会計において、資金不足が生じておりませんので、資金不足比率はございません。
以上で、報告第十六号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第十六号 平成二十三年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第八 議案第三十六号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

それでは、ご説明申し上げます。

議案第三十六号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

議案二十ページをご覧ください。

今回の規約の変更は、住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民が住民基本台帳法の適用となることから、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について議会の議決を要するもので提案したものであります。

附則といたしましては、第一項は施行期日を、第二項は経過措置を規定したものであります。

以上で、議案第三十六号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第三十六号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第三十六号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決いたしましたし

た。

次に、日程第九 議案第三十七号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

議案第三十七号 定住自立圏形成協定の締結についてご説明申し上げます。

十和田市、三沢市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、地方自治法第九十六条第二項による六戸町議会の議決すべき事件を定める条例により、議会の同意を求めます。

協定書の中身につきましてご説明申し上げます。

二十五ページをお開きください。

共同中心市である十和田、三沢の二市と六戸町が、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結するものがあります。一条から七条までの条文の構成となっております。六戸町と十和田、三沢の共同中心市が、相互に役割分担して定住圏の形成を進めていくことを記述しております。その中で、第三条に、連携する政策分野及び取り組みの内容並びに甲及び乙の役割分担について記述してございます。その部分につきまして、ご説明申し上げます。

二十七ページからの別表をご参照願いたいと思います。

別表第一は、生活機能の強化に関する分野といたしまして、（一）医療、この医療につきましては、地域医療ネットワークの充実に関する取り組み内容と甲及び乙の役割分担、（二）福祉につきましては、①子育て支援の充実、②認定審査会業務の連携、（三）教育につきましては、図書館の相互利用の促進、次に生涯学習情報の提供、英語教育の充実、（四）産業振興につきましては、広域観光の推進、特産品の販路拡大、（五）防災・消防につきましては、防災に関する取り組み、次に、消防に関する取り組み、別表第二は、結びつきやネットワークの強化に

議

長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第三十七号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第三十七号 定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第十 議案第三十八号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、ご説明申し上げます。

議案第三十八号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案三十一ページをごらんください。あわせて別紙補足資料もごらんください。

今回の改正は、平成二十四年七月九日に住民基本台帳法の改正法が施行され、外国人登録法が廃止されたことに
伴い、別表中二十八項を削除するものであります。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第三十八号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第三十八号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第三十八号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十一 議案第三十九号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

議案第三十九号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算（第二号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明いたします。事項別明細書の三ページをお開きいただきたいと思えます。

まず最初に、一番上の十款地方交付税では、一億六千七百九十九万四千円を増額計上いたしました。

十四款国庫支出金の国庫負担金から、四ページの十五款県支出金三項委託金までは、歳出事業費の関連においてそれぞれ調整の上補正計上いたしました。その中で、四ページでございますが、中段、五目商工費補助金の中で、核燃料物質等取扱税交付金でございますが、今年度から差し当たり二カ年間ということでございますが、核燃料物質等取扱税課税額の一部を、立地市町村、周辺市町村に交付されることになりました。当町の内示額は六千九百九十六万二千円でございますので、全額を今回補正で計上いたしました。

次に、十九款繰越金では六千六百五十三万三千円、二十款諸収入では、五項雑入におきまして、県町村会からの町村の魅力発信事業助成金百六十万円ほかで百八十一万一千円を計上いたしました。

二十一款町債では、臨時財政対策債の起債枠の決定によりまして一千百六十万円を減額計上しております。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

職員の人件費につきましては、人事異動分等を精査の上、調整したものでございます。人件費以外の主な内容について款を追ってご説明申し上げます。

七ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費では、一目の一般管理費において、庁舎耐震診断業務ほか委託料で四百五十一万五千円、車庫非常電源新設工事ほか工事請負費四百二十四千円を計上し、核燃料物質等取扱税交付金七百五十万円をこの事業に充当しております。次のページ、七目の企画費でございます。若者定住支援事業補助金百五十七万円を追加計上いたしました。八目情報施策推進費では、高速プリンターの更新の費用ほかで一千二十九万八千円を計上いたしました。九目町民バス運行費では、小型バス一台の購入費を、諸費用含めて一千八万円を計上し、核燃料物質等取扱税交付金八百万円を充当しております。次に、二項徴税費、一目賦課徴収費では、航空写真データ作成業務ほかの委託料といたしまして八百四十万円、県滞納整理機構徴収負担金七十万円を増額計上いたしました。

十ページでございます。

三款の民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費では、地域包括支援センター建設工事実施設計業務ほか委託料四百六十七万三千円を計上し、これも核燃料物質等取扱税交付金三百四十六万二千円を充当いたしました。二目老人福祉費では、要援護者台帳管理システム構築業務ほか委託料五百四十五千円を計上いたしました。三目障害者福祉費では、扶助費二百九十八万六千円を計上いたしました。二項児童福祉費、一目児童福祉総務費では、七百児童館の修繕料九万五千円を計上した上で、既決予算の子供医療費助成経費に核燃料物質等取扱税交付金一千五百万円を充当替えいたしました。

四款衛生費では、一項保健衛生費、二目予防費に乳幼児予防接種委託料三百五十一万一千円を追加計上した上で、これも核燃料物質等取扱税交付金を八百万円充当替えいたしました。

次のページ、五目の健康づくり推進費でございます。食の交流創出体験イベント事業に対する補助金九十三万円の計上でございます。二項の清掃費、二目下水処理費では、合併浄化槽の設置に対する補助金一千六百九十五万八千円追加計上いたしました。

十三ページ、六款の農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に、ベジタランド六戸消費拡大事業補助金七十万円を計上いたしました。二項林業費、一目林業振興費では、町森林整備地域活動支援交付金事業負担金十一万五千円の計上でございます。

十四ページでございます。

七款商工費、一項商工費の二目商工振興費では、メイプルふれあいセンターの空調機修繕料十五万二千円の計上でございます。三目観光費では、新たな青森の旅・十和田湖広域観光協議会負担金二十四万四千円の計上でございます。五目消費者行政推進費では、高齢者消費者被害防止啓発用品購入として消耗品費八十万円を計上してございます。

十五ページでございます。

八款土木費、二項道路橋りよう費、二目の道路橋りよう維持費に、道路維持管理業務ほか委託料といたしまして三百四万五千円、三目の道路新設改良費に、官庁街線ほか工事請負費一千六百万円、工作物補償等五十万円の追加計上し、既決予算分も含めて、これも核燃料物質等取扱税交付金二千四百万円を充当いたしました。四項都市計画費、二目公園費では、館野公園の修繕料十八万四千円、四目下水道費では、公共下水道の起債の繰り上げ償還を行うため、下水道事業特別会計へ繰出金四千八百五十一万七千円を計上いたしました。

九款消防費、一項消防費、二目非常備消防費では、既決予算の非常備消防活動費に、これも核燃料物質等取扱税交付金四百万円をあてがう財源充当の変更であります。四目災害対策費では、需用費に備蓄用非常食購入に五十五万五千円、旧有線放送電柱撤去ほか工事請負費に四十一万円の、可搬式非常用発電機ほか備品購入費に五百十四万九千円を計上しました。

次のページ、下段でございます。

十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費に、備品、草刈り機でございますが、備品購入費十七万九千円、三目の学校建設費に、大曲小学校放送設備改修工事ほか工事請負費に百七十三万三千円を計上いたしました。四項の社会教育費、一目社会教育総務費に、公民館改修工事に対し補助金四十万八千円を計上してございます。二目公民館

費に、文化ホール舞台照明設備等改修工事設計業務ほか委託料二百六十六万四千円、同じく文化ホールの自動ドア開閉装置変更工事ほかで工事請負費四十八万三千円の計上でございます。三目の図書館費では、臨時職員一名分の賃金七十一万三千円、事務室改修工事ほか工事請負費といたしまして二百四十九万一千円、五目生涯学習推進費では、ふれあい昭陽館の高架水槽の内面塗装工事ほか工事請負費三十七万七千円の計上でございます。

次に、最後、十八ページでございます。

十二款公債費では、長期資金元金繰上償還分一億四千七百八万四千円を計上いたしました。これは銀行等の縁故債を繰り上げ償還をするものでございます。

以上で、議案第三十九号の説明といたします。

議

長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

七番、河野君。

七

番（河野 豊君）

十款教育費のところなんですけども、ページでいうと十七ページですね、公民館改修事業ということで、四十万八千円補正がかけられておりますけれども、まあ、地域公民館といえ七百人の公民館と、あと上吉田の公民館があるろうかと思えます。両方とも、非常にもう老朽化が激しくなってきたというものは、町長自身もわかっていることだと思えますけども、この公民館について、今後の方向性というんですか、どのような方向性に持っていくような考えであるのかというのを、まずご説明願いたいと思います。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

(発言する声あり)

議長 (苦米地繁雄君)

質問者ね、ちよつと質問の内容が違うんじゃないかという話なんだけど。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前十時五十二分)

再開 (午前十時五十三分)

議長 (苦米地繁雄君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育課長。

教育課長 (川村政則君)

ただいまの河野議員のご質問にお答え申し上げます。

今回の公民館の補助金でございますけれども、南町第一町内会の公民館の改修工事及び入口公民館の改修工事の補助金というふうになっております。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

いや、大変失礼しました。私、公民館というから、もうてっきり七百公民館か、もしくは上吉田公民館の件だと思っていたんですけども、地域公民館ということですから、ちよつと質問自体がずれていました。そのことはちよつとおわび申し上げます。

ということなんですけども、どうなんでしょう、さっきの質問に対しては、まあ質問の筋が違ふんですけども、大方の皆さんが、議員の人たちもそうだと思うんですけども、かなり老朽化しているというのは、これは何ていうんですか、見ておわかりのことだと思ふんですけども、もしよかったら、関連として、どういう方向性を考えているのかだけ答弁願いたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

明確な方向性ということではございませんが、今ご質問にありますように、七百及び上吉田の地区公民館は、それなりの老朽化といえますか、ものにはなつてきております。まあご存知のように、七百の地区公民館は、地域の方々が一生懸命、こう手を加えながらもやっていらつしやいます。上吉田も、旧来あつた自分たち自身の集会所であつた公民館が古くなつて、現在は上吉田の地域の公民館のような形の中で使用しております。やはり建物としてはおつしやるとおりでございます。

まあ七百両地域とも地区公民館、役所の施設ではあるんですが、非常に地域特性が強い形の中で、古くから利用されてきております。それらの流れの中で、七百の地区はどうするかというのは、地域の住民の活動の方々と、今後のことを考えなければいけないというふうに思います。

また、現実問題として、かつてあった集会施設が古くなり、そして現在自分たち自身の集会施設のような活用をやっております。ただ、役所でするので非常に利用度にも融通がきかないという部分があるのかもしれないんですが、上吉田の地区公民館、これらの件に関しては、やはり古くはなっておりますけども、改修等をして地域とはどうするのかということ、それは時々議論しております。それは私どものほうで、ただ、地域の方々の意見もありますので、まず現施設を修繕しながらどのようにしていくか、そのままいいのか、それとも地域が管理するのか、それらのことを議論している最中でございます。こちらのほうからこうするという断定的に申し上げる状況ではございません。ただ、今のご質問あるように、古いものですから、今後の活用、方向性をするにいたしましても、補修等のことはしてあげなきゃならないのかなと考えておるところでございます。

議

長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七

番（河野 豊君）

すみません、関連の質問で、要するに、私がやっぱり心配するのは、災害時のときに、もし何かあったときには恐らく避難所として使われるものだと思っております。そうしたときに、建物的にもかなり古いですし、昭和五十四年ですか、建築基準法が改正されておりますけども、その以前の建物であるということは、皆さんもご承知のことだと思います。そういう中において、やっぱり避難所としても使うとなったときに、じゃ、それに耐え得ることができなのかできないのか、今後において、耐震検査ですか、そういうものをやる予定があるのかどうか、そこだけちよつと連絡をお願いいたしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

地区公民館も公の施設ということで、非常時にはそのような活用という部分も、当然のこととしてご質問のとおりであろうかというふうには思います。ただ、現実問題として古くなっているというのがございますので、その施設自体をどのようにするかということになりますと、やはり私も町のものでありますから、やればいいだろうといえばそれとおりにありますけれども、先ほど地域との絡みという部分が、この二地区公民館は非常に特殊、まあ特殊という表現がいいかどうかはわかりませんが、密着した形の中で存在しておりますので、私どもは単に公的施設としての管理という、強固な理由づけの中で行うことばかりじゃなくて、状況を見なきゃいけないなと思っておりますので、具体的に震災とかそういうものがあつたらどうだろうかということになれば、現段階ではそれに関してのことをどうするかということ、現段階は持ち合わせておりません。

ただ、そういうことも、避難場所がそういう施設じゃなくしてする形になる場合もあるだろうというふうに思っておりますので、まあ非常時はですね、ただご心配されたようなのは理解できますので、今後どのようにこの二地区公民館をやっていくかという部分は、冒頭申し上げたとおりでございますので、地域の方々との議論の協議の中で将来を考えてまいりたいというふうに思っております。

（「議長、休憩」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

四番、高坂君。

四番（高坂 茂君）

あの、質疑はあるんですけども、休憩入るのならばその後でもよろしいんですけども、いいですか。

議長（苦米地繁雄君）

はい。

四番（高坂 茂君）

県支出金のところですか。四ページの五目核燃料物質等取扱交付金、これは、先ほど説明の中で二年間、ことしより、そういうふうになりました。これ二、三日前の新聞のトップのところに記事出ておりました。六千九百万ですか、二年間ということですけども、そうした場合は、商業、工業の補助金ということで、かなり使い道というのは広範囲にわたるのかと思います。

それで、さつき歳出のほうでも重立ったもの、役場の耐震の診断と、それから、この次十五ページの土木費、三目の道路新設改良費、これ官庁街線とあります。具体的にどういった工事になるのかです。

それから、時限的に二年間ということであれば、優先順位をどのように見て、多分来年また六千万、七千万近くなると思うんです。やはり町に特別に交付されるお金ですので、有効に使用できないものかと思っているところ、まあこれからということもありますけれども、この具体的な道路、官庁街線、それと次年度の見通し、それ、町長からでも事務方でもいいんですけども、お話しただければ、そう思います。

議長（苦米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

核燃料物質等取扱税交付金のことのご質問をいただきました。

私、とりあえず二年間というようなことを先ほど申し上げましたが、県のほうから伺っているのは、まあとりあえず二年間ということで、延長を考えていきたいという、県ではそういう考え方を持っていることでございます。ただ、三年、四年は決まったことではございません。二年間は、これはことし、来年は大丈夫だと、これも延長を期待しているところでございます。

この使い道ですけれども、結構幅広い使い道が考えられるというか、さまざまなものに充当しておりますが、この方向性としてしましては、防災面での安心、安全、住民生活の安全、安心に向けて使っていただきたいと、これを中心なものとして使っていただきたいという県のほうからの指導がございます。

町道の部分につきましては、建設下水道課長のほうから説明があります。

議 長（苦米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

道路橋りょう費の工事請負費の一千六百万、官庁街線ほかの道路工事の内容ということなんですけれども、これに関しては、官庁街線外二本です、二町道路線につきまして、舗装の補修及び改築を行うものでございます。通常の改良工事でございます。町道でございます。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

四番、高坂君。

四 番（高坂 茂君）

ということは、官庁街線も含むということですか。ほか二町道、具体的にはまだわからないということですか、町道のほうは舗装工事ということで。具体的にどのぐらいのレベルで補修入るのか、まあいっぱい補修工事あると思うんですが、それは例えば要望等が、要請が来て、それに対応するということが理解してよろしいでしょうか。

議 長（苦米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

三路線でございますけれども、延長につきまして、八十メートル、それから七十五メートル、百四十メートルという形で三路線です。それから要望があったのかどうかということなんですが、まあ要望があった路線もありますし、当然こちらのほうでも調査はしています。それでもって早急に補修なり改築なりが必要と判断して、今回の補正に計上しております。
以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

四番、高坂君。

四 番（高坂 茂君）

よくわかりました。防災対策の面ということで、まあ使い道、使途に関しては、かなり柔軟性を持った扱いができてくるというふうに、新聞のほうでもそういうふうな記述の仕方がありましたので、金額的に非常に大きいと思いますので、ぜひ有効的な活用をお願いしたいと思って質問を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

答弁いいですね。

（「はい」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ほかに質疑はありませんか。

六番、川村君。

六 番（川村重光君）

四ページの県補助金、さっきからも言ってる商工会の補助金の件の中の、核燃物質下の緊急雇用創出対策事業補助金とあります、三百四十四万、この使い道といえいいんだか、この趣旨とか目的、具体的にこれわかれば、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

もう一点は、民生費の中で、社会福祉総務費の委託料の地域包括センター建設工事実施設計業務計画とあります。四百六十七万三千円、これ設計か何かだと思ひますが、そういう建設する計画があるということ、このようになつてゐると思ひますが、現在、この包括センターは庁舎の中で行われているんですけれども、これまた別に建物か何か建ててやる予定があるかということ、この二点をちよつと聞かせていただきたいと思ひます。

議 長（苦米地繁雄君）

産業課長。

産業課長（松村 茂君）

県の緊急雇用創出対策事業なのですが、これは昨年度まであつて、また今年度も追加で事業がありまして、今年度はこの事業を利用して、建設下水道課のほうで道路の維持管理業務委託を行うものでございます。歳出のほうにも予算、土木費の道路橋りよう維持費、委託料三百四万五千円を計上しております。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、民生費の社会福祉費のところの委託料、地域包括支援センター建設工事の実施設計の業務委託のことですけれども、今現在は、役場の中に包括支援センターを設けて事業を進めておりますけれども、相談に来る方々の苦情めいた話からいうと、どうしても役場のほうに来るには敷居が高いと、それから相談室が今現在は一カ所しかございません。ということから、相談室が足りないということになりまして、それで今現在は、役場から出た土地に、木造の一部二階建てを想定して設計をする予定となっております。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

六番、川村君。

六 番（川村重光君）

この新規就農給付事業というのは、道路のあれと言いましたように、私はちよつと勘違いしていたんだけど、基本的に、この趣旨というのは、どういう趣旨なんでしょう。雇用対策とかそういうのに使われるべきものだと思いますけど、道路とはまたこれは関係あるのかなということと、包括支援センターのほう、さつき一応ずらつと聞きました、具体的にどのくらいの予算とか規模というのも、まだわかるものか、そこら辺のところあれば、ご説明お願いしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

産業課長。

産業課長（松村 茂君）

これは、事業とすれば道路の側溝とか草刈り等なんですが、これも委託で発注して雇用をするものでございます。

（「わかりました」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

包括支援センターの面積、今想定している部分は、三百五十平米を予定しております。それで、建設規模に関しては、設計終わってみてからということ、今現在はまだ出しておりません。

以上です。

(「わかりました」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第三十九号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第三十九号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩(午前十一時九分)

再開(午前十一時二十分)

議 長 (苦米地繁雄君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第十二 議案第四十号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (棟方晃祥君)

議案第四十号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)について、事項別明細書に

基づきご説明申し上げます。

事項別明細書の三ページをお開きください。

今回の補正予算の内容ですが、退職被保険者等療養費の執行見込み額の増及び平成二十三年国庫補助金の確定に伴う返還金の計上でございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

十一款繰越金、一項繰越金に四十万三千円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

二款保険給付費、一項療養諸費に、退職被保険者等療養費として三十三万三千円を増額計上、十一款諸支出金、一項償還金及び還付加算金に、出産育児一時金補助金返還金として七万円を増額計上いたしました。以上で、議案第四十号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第四十号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第四十号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり

可決いたしました。

次に、日程第十三 議案第四十一号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第一号)

を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (田中茂樹君)

議案書の四十ページをお開きいただきたいと思います。

議案第四十一号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第一号)について、事項別明

細書に基づきご説明申し上げます。

「補正予算の内容は、給与費の不足額を経費と予備費で調整するものです。

それでは、事項別明細書の二ページをお開きいただきたいと思えます。

支出の第一款病院事業費用、第一項医業費用、第一目給与費に三百八十六万一千円を増額計上し、第三目経費に百八十一万八千円を減額計上し、第四項予備費に二百四万三千円を減額計上するものであります。

以上で、議案第四十一号の説明を終わります。

議

長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第四十一号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第四十一号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十四 議案第四十二号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (下田正幸君)

議案第四十二号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第一号)についてご説明申し上げます。

事項別明細書によりご説明いたします。事項別明細書の三ページをお開きお願いいたします。

今回の補正については、繰り上げ償還をするため、歳入に一般会計より繰入金として、歳出では公債費に繰り上げ償還分として、それぞれ四千八百五十一万七千円を計上するものであります。

以上で、議案第四十二号の説明を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第四十二号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第四十二号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十五 議案第四十三号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご説明申し上げます。

議案第四十三号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書三ページをごらんください。

最初に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

五款国庫支出金、一項国庫負担金に、平成二十三年度事業確定により過年度分として百七十六万七千円を増額、七款県支出金、一項県負担金に、同じく二十三年度事業確定により過年度分として百二十万六千円を増額計上いたしました。

九款繰入金、一項一般会計繰入金に、職員給与等精査の上、五十二万三千円を増額計上し、同じく二項基金繰入金に事業費等増額及び保険料還付等として八百十三万七千円を増額計上いたしました。

歳出について、主なものを申し上げます。五ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費に、人件費精査の上、五十二万三千円を増額計上し、二款保険給付費、五項高額医療合算介護サービス費として五百万円を増額計上、五款地域支援事業費、一項介護予防事業費に会場使用料等とし

議

長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第四十三号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第四十三号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十六 議案第四十四号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

それではご説明申し上げます。

議案第四十四号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

今回の補正予算は人件費精査によるものでございます。

最初に、歳入について申し上げます。

三款繰入金、一項繰入金に一般会計繰入金として三十七万九千円を増額計上いたしました。
次に、歳出についてであります。

一款総務費、一項一般管理費に三十七万九千円を増額計上いたしました。

以上で、議案第四十四号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第四十四号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第四十四号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十七 議案第四十五号 固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第四十五号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第四十五号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成二十四年第四回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前十一時三十二分)

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議長

会議録署名議員

會議錄署名議員